

準会員活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 三水会は、同準会員の学生生活の充実を図るために必要な準会員の活動に対して助成金を交付する。

(対象範囲及び助成金の額)

第2条 助成金の交付対象範囲及び額は、原則としては、次のとおりとする。

(1) 交付対象は準会員活動として理事会で認めた活動及び団体から選考する。

(2) 年間総額20万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第3条

1 クラブ活動等については、代表者が別紙様式1の助成金申請書に必要事項を記載して、3月末までに三水会事務局まで提出するものとする。

2 その他の活動については、主催者が別紙様式2の助成金申請書に必要事項を記載して、開催日より60日前までに三水会事務局まで提出するものとする。

(助成金の交付)

第4条 会長は、助成金交付申請があったとき、理事会において候補団体及び準会員活動の選考を行い、助成金を交付するものとする。

(報告書の提出)

第5条 三水会より助成金の交付を受けた団体等は、交付後活動内容を記載した報告書を活動終了後60日以内に、三水会事務局まで提出するものとする。

(助成金の返還)

第6条 本交付要綱に付した条件、又は虚偽の報告があった場合は助成金の返還を命ずることがある。

(その他)

第7条 本交付要綱の実施に関し、必要事項は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則

本要綱は、平成26年5月17日から実施し、平成26年1月1日から適用する。